

参加費
無料

事前にお申し込みが必要です



一人ひとりの思いをもっと実現できる地域社会にする

ちばぎん

2024年1月、NISAでの資産形成は新しい形に!

“新NISA” セミナー

新制度を理解して、安定的な資産形成へ!

行員が、誰にでもわかりやすく丁寧に説明いたします!



日時

スケジュール一覧御参照

場所

スケジュール一覧御参照

お申し込みはお電話、またはお近くの千葉銀行窓口や行員にお声がけください。
お電話でのお申し込みはこちら▶ [開催スケジュール一覧](#)

貯蓄が
思うように
増えない…



おかねのことが
とても不安…



将来、
年金はいくらに
なるのだろう…

不安も知れば安心!ちばぎんと一緒に考えましょう!

なぜ「資産づくり」は必要なのか?!

新NISA制度とは?!

などをわかりやすく解説します!

お問い合わせ先は裏面をご覧ください。

必ずお読みください

本セミナーは、投資信託の仕組み・投資環境の説明・個別商品の内容説明および勧誘を目的として開催させていただきます。また、関連する商品等のご紹介を行うことがあります。

投資信託に関するご注意事項

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 過去の運用実績は、将来の運用結果を約束するものではありません。
- 投資信託は、株式、公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、外貨建て資産に投資するものは、この他に為替相場の変動等の影響により基準価額が変動するため、投資元本を割り込むことがあります。これらに伴うリスクは、ご投資家のみなさまご自身のご負担となります。
- 投資信託のお申込みにあたっては、当行所定の申込手数料がかかるほか、保有期間中には信託報酬がかかります。また一部ファンドには、換金時に信託財産留保額が基準価額から差し引かれるもの、運用実績に応じて成功報酬が別途かかるものがあります。
- 投資信託をご購入の際は、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みいただき、ファンドの内容を十分にご理解のうえお申込みください。

NISAについてのご留意事項

(当資料では、2024年1月から開始されたNISA制度を「NISA」と、2023年までのNISA制度(一般NISAおよびつみたてNISA)を「旧NISA」として記載しています。)

◎NISAのお申込みにあたっては、以下の点にご留意ください。

- ① NISA口座は、原則として**同一年においてお1人さま1口座のみ**の開設となります。NISA口座内に設ける特定非課税管理勘定(以下、「成長投資枠」といいます)及び特定累積投資勘定(以下、「つみたて投資枠」といいます)を他の金融機関に変更した場合には、複数の金融機関でNISA口座が存在することとなりますが、その場合であっても各年においてNISA口座での買付けは1つのNISA口座でしか行うことができません。
- ② **複数の金融機関でのお申込みはできません。**万が一、複数の金融機関で重複してお申込みをした場合、最も希望する金融機関ではない金融機関にNISA口座が開設されることがあります。なお、開設後、一定の条件・手続のもと、年単位で金融機関の変更は可能です。
- ③ NISA口座開設後、買付けを行うことが可能ですが、後日二重口座であったことが判明し税務署の承認が得られなかった場合、そのNISA口座で買付けた上場株式等は当初から課税口座で買付けたものとして取り扱われ、買付けた上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等については、遡及して課税されます。(なお、開設申込日に即日開設を行い同日の買付けを行うためには所定のお手続きが必要になりますので、お取引店にお問い合わせください。)
- ④ NISA口座内の上場株式等(当行では、株式投資信託のみ。以下同じ。)は、他の金融機関には移管できません。
- ⑤ NISA口座では**成長投資枠及びつみたて投資枠の併用が可能**です。
- ⑥ 年間投資枠(成長投資枠240万円/つみたて投資枠120万円)と非課税保有限度額(成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円/うち成長投資枠1,200万円)の範囲内で購入した上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税となります。
- ⑦ 非課税保有限度額については、NISA口座内上場株式等を売却した場合、当該売却した上場株式等が費消していた非課税保有限度額のみだけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となります。
- ⑧ 分配金再投資型の公募株式投資信託の収益分配金の支払いを受けた場合は、当該分配金による当該公募株式投資信託の再投資(自動買付け)を行えば、その分について年間投資枠と非課税保有限度額を費消することとなります。
- ⑨ 短期間に金融商品の買換え(乗換え)を行う又は分配金再投資型の公募株式投資信託につき高い頻度で分配金の支払を受ける場合は、NISAを十分に利用できない場合があります。
- ⑩ 株式投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)はもともと非

課税のため、NISAによるメリットを享受できないことになります。

- ⑪ NISA口座内の上場株式等の譲渡損失が発生した場合でも、他の課税口座における配当所得及び譲渡所得等と損益の通算ができず、損失は税務上ないものとされており、また、当該損失の繰越控除もできません。
- ⑫ NISA口座内の上場株式等を課税口座に払い出した場合は、当該払い出された非課税上場株式等の取得価額は払出日における時価となり、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされます。
- ⑬ 基準経過日(NISA口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から10年を経過した日及び以降5年毎の日)に氏名・住所の確認を行います。確認期間(基準経過日から1年を経過する日までの間)内に当該確認ができない場合には、上場株式等の受け入れができなくなります。

◎成長投資枠について、以下の点にご留意ください。

- ① お買付けいただける商品の種類は、**株式投資信託のみ**となり、当行が成長投資枠対象ファンドとして指定するファンドとなります。なお、デリバティブ取引を用いた一定の投資信託および株式投資信託のうち信託期間20年未満又は毎月分配型の商品は除かれています。

◎つみたて投資枠について、以下の点にご留意ください。

- ① お買付けいただける商品の種類は、**長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られており、当行が指定する「つみたてNISA(つみたて投資枠)対象ファンド」のみ**となります。また、**「つみたてNISA購入サービス」の締結が必要**であり、同契約に基づき定期かつ継続的に買付けが行われます(通常の購入手続による買付けはできません)。
- ② 「つみたてNISA購入サービス」により買付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として、年1回通知されます。

◎旧NISAについて、以下の点にご留意ください。

- ① 旧NISA口座内の上場株式等の譲渡損失が発生した場合でも、他の課税口座における配当所得及び譲渡所得等と損益の通算ができず、損失は税務上ないものとされており、また、当該損失の繰越控除もできません。
- ② **非課税期間が満了した場合等に旧NISA口座から払い出された上場株式等の取得価額は、払出日の時価**となります。また、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされます。2024年以降、旧NISA枠で保有中の上場株式等は、非課税保有期間終了時にNISAの非課税枠に移管することはできず、課税口座へ払出しされます。
- ③ 非課税期間終了時に当行に特定口座を開設されているものの、一般口座への移管を希望される場合には、移管依頼書の提出が必要となります。
- ④ 上記③以外の場合には、特段の手続なしに課税口座(特定口座が開設されている場合には当該特定口座)に移管されます。

◎上記ご留意事項は2023年10月現在の法令に基づくものであり、今後、法令の改正等により変更となる可能性があります。

お問い合わせ先

開催スケジュール一覧御参照